



■ 農業農村整備事業に係る要望活動を実施 =島根県農業農村整備推進協議会=

8月21日、島根県農業農村整備推進協議会(会長 長岡秀人 出雲市長)は農業農村整備に必要な予算の確保を求め、県選出国會議員及び関係機関に対して要望活動を行いました。

当日は長岡会長、近藤安来市長、能海松江市副市長、中藤島根県農村整備課長、高橋島根県農地整備課長、本会の長崎専務理事、渡部常務理事の8名が参加し、竹下復興大臣、青木政務官、細田衆議院議員、島田参議院議員及び農林水産省関係部局に対し、要望書を提出しました。



青木政務官への要望活動

要望では、「農業農村を取り巻く環境が厳しい中で、県内でも農地等を整備して次世代につながる農業環境を改善しようと、条件整備である土地改良事業の要望が増大する中、平成22年に7割近く大幅に削除された農業農村整備関係予算はまだ復活してなく、そうした地域の要望に十分応えることが出来ない状況である。地方創生、定住の観点からも必要な予算をきちんと確保して頂きたい」と述べ、下記要望事項について説明を行いました。

これに対し、4人全員から「予算復活に向けて、どんどん発言していく」と力強く述べられました。

【要望事項】

1. 農業農村整備関係予算について、地域の要望に応え、安定的・計画的な事業実施のために、平成28年度予算当初予算においては、平成22年度大幅減額される前の平成21年度当初予算額まで復活させること
2. 日本型直接支払制度における多面的機能支払交付金について、地域の活動組織が必要とする予算を確保すること
3. 平成27年度における農業農村整備関係予算について、追加的な予算措置を講じること

| | |
|----------------------------------|---|
| ■ 農業農村整備事業に係る要望活動を実施 | 1 |
| ■ 県土連管内別業務説明会県内8管内で開催 | 2 |
| ■ 多面的機能支払交付金「鳥獣害防護柵の適正管理」の研修会を開催 | 3 |
| ■ 平成27年度土地改良区基盤強化事業会計コース研修会を開催 | 3 |
| ■ シリーズ『土地改良相談の事例紹介』(第11回) | 3 |
| ■ 平成27年度しまねの柵田ネットワーク情報交換会 | 4 |
| ■ 今月の予定 | 4 |

■ 県土連管内別業務説明会県内8管内で開催

本年度は、6月15日の隠岐管内を皮切りに始まった県土連管内別業務説明会も7月31日の県央管内をもって終了しました。ご協力いただきました会員の皆様には心よりお礼申し上げます。

さて、当説明会では平成26年度事業報告並びに会計収支決算報告、ほか各種情報提供を行いました。同時に開催しました意見交換会では島根県や県土連に対し様々なご意見、ご要望をいただきましたので以下ご紹介します。

- ◆現場では予算不足のため工事が進まない状況にある。県土連には予算確保のための要望活動の中心として期待している。(出雲管内)⇒しっかりと要望活動をやっていく予定です。
- ◆様々な施策についての情報が農家に伝わっていない。行政側の情報が現場の農家にしっかりと伝わるようにしてほしい。(出雲管内)⇒県をはじめ関係団体と連携し積極的に情報交換に努めます。
- ◆農地中間管理機構の事業については積極的に進める必要があるが、中山間地の小規模農家が安心して委託できるような体制を整備して欲しい。(出雲管内)⇒県としても検討します。
- ◆島根県の農林水産公共施設長寿命化基本方針(仮称)では一定の規模の施設が対象だが、末端の小規模施設もカバーできる長寿命化等保全対策を考えて欲しい。(浜田管内)⇒県としても検討します。
- ◆国は中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度では条件不利地である中山間地域においても施設は農家自身が守るべきと言っているが地元にはマンパワーが足りない。地域の農業の現状をもっと訴えて欲しい。(浜田管内)⇒今後、県としても現状を訴えていくつもりです。
- ◆耕作放棄地に対する防衛線はどのように設定すべきか。(松江管内)⇒コストのこのみでは決められないので土地改良事業も併せて地域の中で合意形成が出来たところで設定すべきと考えます。
- ◆法人、担い手農家だけでは中山間地域で農村環境は守れない。兼業農家も重要な位置付けであることを認識すべきではないか。(雲南管内)⇒多様な経営体があつて当然であり、地域をあげて農村環境を守っていくことが必要と考えます。

■ 多面的機能支払交付金 「鳥獣害防護柵の適正管理」の研修会を開催

＝島根県農地・水・環境保全協議会＝

今年度、島根県農地・水・環境保全協議会では、活動組織を対象として事務研修会1回、技術研修会2回を予定しています。その内の技術研修会として、8月24日(西部会場:益田市)、8月25日(東部会場:飯南町)で「鳥獣害防護柵の適正管理」の研修会を開催しました。

西部会場には約80名、東部会場には約200名の参加があり、地元の方の獣害対策への関心の高さがうかがえました。研修会は、島根県の担当者が、DVDと資料で説明を行いました。研修会の要点は以下のとおりです。



- 地域をイノシシ等の獣の餌場としない(人間が不要とする果実や野菜も餌となる)
- 電気柵の正しい理解が必要(専用の電気柵本体を正しく管理、使用すれば安全は確保される)
- 防護柵を設置後、獣害が発生してもあきらめない(既設置柵の補強などで対応)

研修会に参加された多数の方から「分りやすい内容だった」と感想をいただきました。

■ 平成27年度土地改良区基盤強化事業会計コース研修会 （平成27年度土地改良区役職員研修会）を開催 =全国水土里ネット=

8月27日、28日日本会大会議室において、平成27年度土地改良区基盤強化事業会計コース研修会が開催されました。この研修会は水土総合強化推進事業に基づき、土地改良区役職員、県土連職員、県職員を対象に全国水土里ネットが主催し、本会が毎年度実施する土地改良区役職員研修会を兼ねるもので、約40名の参加者がありました。



土地改良区の会計については、これまで一般的には単式簿記による処理が行われていましたが、財産と負債の変動に係る情報を記録する仕組みでないことから土地改良区の財務状況が把握しにくいという欠点があり、また近年では組合員のコスト意識が高まり事業等に要した費用の妥当性についての説明の必要、役職員による不正の未然防止、公会計の動向としての国民等の利害関係者に対する説明責任を果たすためにも発生主義会計である複式簿記会計の導入が進められることとなりました。

研修会でははじめに主催者として全国水土里ネットの田村参与から、続いて本会の長崎専務理事、中藤島根県農村整備課長から挨拶がありました。

研修内容は第1日目の土地改良区複式簿記の基礎知識から始まり土地改良区会計基準・特徴、資産評価と減価償却の演習などわかりやすく実務にも即した内容で、今後複式簿記への移行を考えている土地改良区にとって大いに参考になることと思われます。

シリーズ『土地改良相談の事例紹介』

第11回 =法人の選挙人名簿の記載及び選挙権=

◆相談内容

組合員が法人の場合の総代選挙の選挙人名簿の記載はどうなるのか。

また、その法人の選挙権を持っている者の個人の土地があった場合、法人と個人の2票を有することになるのか。

◆回答

選挙人名簿には、選挙人の住所、氏名又は名称及び生年月日、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在を記載することになっていますので選挙人名簿は法人の名称になります。（土地改良法施行令第7条第3項）

法人が投票する場合、その者は代表取締役又は代表理事、その法人の役員のいずれでも差し支えありませんが、投票をおこなう際に選挙長へその権限を有する書面（その権限を行使させる旨の取締役会の議事録又は委任状）の提出をおこないます。（土地改良法施行令第12条第3項、第4項）

選挙権については、組合員は、各々1個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する（土地改良法第31条）とありますので、法人と個人で組合員が別であることから選挙権も別であると解されます。

◆ご相談・お問合せ先：水土里ネット島根／隠岐出張所 担当：前川（TEL：08512-2-9013）

■ 平成27年度しまねの棚田ネットワーク情報交換会 =島根県=

しまねの棚田ネットワーク（11棚田地域、7関係市町、9関係県機関、土連で構成）は、8月4日、邑南町羽須美口羽公民館において45名が参加し、平成27年度の情報交換会を開催しました。

会では地元の神谷地区、上田・平佐地区の取組紹介がなされ、棚田オーナーの取組状況、特にオーナー料、オーナー特典などオーナーのリピーターを増やすための工夫などの説明がありました。

その後、両地区の現地視察を行い、天水田とも言える地形条件の中で用水不足への対応策について説明を受けました。

午後からは、意見交換会が行なわれ、高齢化が進む中で各地域がそれぞれの知恵を出し合い、苦勞しながら日本の原風景である棚田の保全に前向きに取り組んでおられる状況が話し合われ、大変有意義な情報交換会となりました。



■ 今月の主な予定

| 開催日 | 内 容 | 開催地 |
|---------------|---------------------------------|-----|
| 9月4日（金） | 中国四国土地改良事業団体連合会協議会事務責任者会議 | 岡山市 |
| 9月9日（水） | 全国ため池等整備事業推進協議会総会 | 東京 |
| 9月9日（水） | 都道府県水土里ネット事務責任者研修会 | 東京 |
| 9月10・11日（木・金） | 平成27年度換地関係異議紛争処理対策検討会（中国四国ブロック） | 高知市 |
| 9月27日（日） | 「田んぼの学校」稲刈りコース | 雲南市 |
| 9月29・30日（火・水） | 小水力発電中央研修（第1回）会計編 | 東京 |



水土里ネット島根（島根県土地改良事業団体連合会）

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
 ホームページ<http://www.shimanedoren.or.jp/> メールsmndoren@shimanedoren.or.jp